

# 霧島市議会議事録

赤字（下線）は注目すべき発言、青の斜め文字は住民コメントです。

平成23年3月9日 霧島市議会建設水道委員会 (株)キリシマ参考人聴取

委員長 塩井川 幸生 君

休憩前に引続き会議を開きます。本日の委員会には陳情第2号の審査について参考人として株式会社キリシマの方をお呼びしております。株式会社キリシマの見解の説明をお願いします。

参考人 鎌田 善政 君

株式会社キリシマの社長の鎌田でございます。今日は市議会建設水道常任委員会の皆様に昨年7月3日発生 of 梅雨前線豪雨による災害につきましてご説明の機会を与您にいただきましたことに忠信より厚くお礼申し上げます。昨年7月3日未明の梅雨前線豪雨は霧島町付近で午前1時から2時の1時間に88ミリ、4時から5時の1時間に126ミリで総雨量は7月2日の午後8時から7月3日午前7時までの12時間で406ミリという予想をはるかに超えた豪雨で未曾有の大災害が発生いたしました。この災害により死者1名、家屋全半壊など人命に及ぶ被害や道路、河川、砂防、農地、用排水などの施設にも大災害が発生いたしましたことに心よりお悔やみを申し上げます。仮称霧島国際カントリークラブ 145ha のゴルフ場造成につきましては平成5年3月に林地開発の許可をいただき、同時期に旧霧島町と環境保全協定を結び、平成6年7月に本着工いたしました。その後には現在に至るまで職員1名を常駐させゴルフ場内の防災点検見回りと調整池などの維持管理に勤めてまいりました。別紙添付資料3ページの霧島ゴルフ場管理状況のとおり調整池土砂上げや永水地区の井堰内の土砂撤去など、永水地区水利組合からの要望に対して(株)キリシマとして誠意を持って対応してきました。更に毎年県・市による点検パトロールが実施され行政の指導を受けながら誠心誠意ゴルフ場の維持管理に努めているところでございます。今後も霧島ゴルフ場の防災管理に勤め周辺住民に不安を与えないようまた災害を発生させないよう管理していきますので是非ご理解をいただきたいと思っております。

(全く現地実態と異なる鎌田氏の発言です)

参考人 白石 修 君

7月3日の災害の後ですけれど、自主的にパトロールとそれから県・市のパトロール等を受けております。周りの国有林等による流入とかございまして今回ゴルフ場につきましては3か所の調整池がございまして、その調整池については雨水の抑制と土砂の流出防止が機能しております。そして堰堤が崩壊しているところもありませんでした。この状況はパトロールを受けた時に確認していただいておりますが、別紙添付資料のとおり4ページからの写真についております。午前中自分たちのパトロールをして、それから午後から市の視察を受けた状況の写真でございます。それから次に手籠川の水が非常に大きかったということでございまして、これが国有林のその他状況という、別紙の写真でございます。まずですね1ページの全体説明からさせていただきます。まず中の緑の区域がゴルフ場になる区域でございます。その周りの茶色の部分が国有林その他民有林になっております。全体で863haございまして、(この数字は手籠川に最終的に流入する左右の山林の合計面積と判明) その中のゴルフ場に占める割合は145haでございます。これは全体の16.8%であります。それから国有林、民有林がですね。これはゴルフ場に関係する調整池に流入する分といたしまして6.5%であります。その他76.7%と外部の雨が手籠川に注いでいる状況でございます。そして次の2ページのほうがですね。これがあとの方の写真の位置図でございますけれども。まず1番のほう、これが国有林関係の写真を添付してありますが、これは上の、ゴルフ場の上の方ですね。ありましてこれが砂防ダムになっております。調整池機能はなくてですね(砂防ダムは調整池の機能を持たないのは土建屋としては常識)。砂防ダムになっております。更にこの一番上の写真で見ますと、これがずっと上流にいきますと山がずっと崩壊してこれが10箇所以上崩壊しています。それで砂防ダムがすぐ埋まって私どものA調整池にきてA調整池を埋めたという状況であります。(森林管理署に確認、砂防ダムによって土砂は止まっている、A調整池を埋めたという見解は間違い) それから2番目のほうがゴルフ場外の国有林、砂防ダムの写真でございます。これもすで

に埋まっています水も直接手籠川に流れているわけなんです。10 ページの方を見ていただきたいと思ひます。これは手籠川とD調整池の下流との合流地点でございます。左上に見えるD調整池からの排水ということで印しをつけているわけですが、これが調整池からの排水された水です。全体は本流の水でございますけれども、本流のほうがかなり上にあがっている状況が見られます。次の写真を見ていただいてもお分かりですけど、これは調整池よりまだ上流のほうでございます。このハイウォーターレベルと書いてありますが、ここまで3日から4日にかけて水位が上がったということでございます。その下の写真はD調整池の排水された水なんです、調整池からはこの1000のヒューム管を通してきておりますのでこれ以上水は流れないと。流れる場合はもちろん道路等をずっと、例えばですけどもこれを吐ききれない場合は道路までくるんです。そういうことは無くて排水を伝って手籠川に注いでいたということになります。

*(流量調整を排水路のヒューム管で行うことは調整池設置基準違反、排水塔から排出された濁水はヒューム管で流しきれない。これはヒューム管に至る開渠部分で道路に溢れた。D調整池は土砂堆積によってオリフィスが詰まり、排水が行われていないことは証拠写真で明らか。)* 次の12ページも調整池からの排水の状況なんですけど。雨のすぐあとに行った写真はこのような状況でありました。以上ですが長期間放置されているゴルフ場とありますが、現場に常駐して常に維持管理、防災点検はしております。そしてまた県・市のパトロールもうけておりますので、今回の大雨による。管理状況としましてはうちの社長が言うておりましたように、3ページですごねゴルフ場管理状況を見ていただければわかると思ひますが。常に調整池の。ゴルフ場の管理状況を大まかに書いてきたところですけど、一番右側の日常の点検としましてはですね担当者がほとんど毎日点検パトロールをして問題があったら鎌田建設のほうに連絡があって、建設として対応している状況であります。

参考人 鎌田 善政 君

今説明しましたとおりこの状況を見ますと、私どものゴルフ場というのはこの手籠川に流れる流域の16.8%が私どもの面積です。この国有林と民有林の、この国有林の4.6haと民有林の9haこの分が私どもの沈砂池の中に流れ込んでおるわけですけども。今回特にこの山手のほうが集中豪雨的に降りまして*(根拠なし)*その結果がこの国有林の、私どもの流れ込む国有林は先ほど写真で見ていただいたとおり、11か所の土砂崩れが起こっております。これが砂防工事が堰堤が2つうってあるんですけども、そこは全部土砂が埋まっております。直接私どもの沈砂池の中に、調整池の中に流れ込んでいます。流れ込んできたんですけど私共の調整池をオーバーして水が手籠川に直接流れ込んだ形跡は無くてこの調整池で充分止まっているわけです。*(A調整池の貯水量は設計値より異様に少なく、すぐに満杯となり、排水塔から流出するはず、調整池の前面擁壁をオーバーすることは設計上ありえない)*この水利組合の人達がおっしゃるにはですねその土砂も上げてなかったのではとおっしゃるんですけども、私共は当初中止した時はですね造成したばかりだったので柔らかい土なものですから相当土砂が流れ込んできまして、当初1年くらい1億くらい災害復旧にかかったいきさつがあります。ここを7・8年草も生えて安定してきておりますので、ほとんど梅雨時期もこの調整池に流れてこないわけですね。ですから流れてこないものですからそれほどしょっちゅう土砂を搬出することも無くて今日までできております。だけど今回は特にこの国有林が流れてきたもんですから、それでも土砂としては充分受け入れるだけの容積はあったと。その分くらいは確保しておりましたので。私どもは鹿児島市にあります営林署のほうに行きました。行ってこの写真を見せておたくの今回山の11か所の崖崩れがこちらに流れてきたんだから、これは撤去する一部を負担していただきたいという申し入れをいたしました。この申し入れをしたんですけどもそれはこの国有林が崩れて土砂が流れ込んだからですねそれを撤去する法律はないと。*(森林管理署に確認しました。A調整池すぐ上位にある砂防ダムは土砂で満杯にはなっていない、画像もあるとの回答でした。)*だからそのお金はうちのほうでは負担出来ないということで、私共がそれではということで全部今回撤去をいたしました。そういうことでですね全体のこの76%は直接手籠川に流れてきておるわけです。特に全体のこちら側あたりがですね相当な集中にきておりますので旧財部町、都城市こちらにも相当な被害が出ております。都城なんかすごい被害ですね。ですからここに集中的に雨が降ったのではないかと思ひます。うちのゴルフ場はあとですって見てまわったんですけど、うちの崖が崩れたり、特に土砂が大量に調整池に流れた形跡が無いわけです。*(土砂が流れたので*

はなく、大量な雨水を調整池が抑制できなかったと我々は主張しています）だけでも水利組合の人達はお前達は放置しているのではないかとおっしゃるんですけども。確かにゴルフ場の中にですね地山を削って流れてきとるんですけど、地山のほうが帰って安定しとるものですからそこにブルドーザーでまた土砂を埋め込んで、平にしますとそこに軟らかい部分がですね直接雨が流れ込んでくるものですから放置しとって時期をみてゴルフ場を再開するか、今養豚場の計画をお出ししとるんですけど、このままの状態で放置するというのはどうしても出来んということでいろいろ今日までゴルフ場を作る出先とか、いろいろみてきたんですけども、何せこの話はいろいろきとるんです。きとるんですけど例えばいろいろな買いにこられてもですねやはりきちっとしたところでないと私どもも売却するわけにはいかん。だれかれ売ってあとが大変なことになるといかんということで今日まできちっときております。ですから当初からの、辞めてからのですね工事は最初は1億その後はですね3,000万くらいですんだと思うんですけど。最近ほとんど自分のゴルフ場の土砂は崩れておりませんので。常駐しとる、これは放置しとるというのは最初からのこの山を全部見知ったところで水がどっちに流れるのだというのを。山を買収から関わってきた男でありますので。それをずっと給料払って最初からずっとやってきとりますので。今回も旅館しているわけではなくて常時事務所を近くに構えておりますのでそういうかたちでやってきたわけでありませう。

*(わけのわからないご発言です、何を言いたいのかわかりません。買いたいという人がいて売却が成立していたら、住民にとってこれほど幸いなことはなかったでしょう。鎌田建設より無責任な土建屋さんは世の中に無いでしょうから)*

ただ基本的にはですね水利組合のほうからそういう申し入れがありましたので、私共としては関係ないということで全然聞く耳は持たないという意味ではなくて、話し合いの場所ですね、私どもがどうすればご要望に答えられるかその考えは十分持っていますということで市の方にはそういう場を設けてそういう意見を聞かせてくださいということをお願いしているところでございます。ただ私どもの沈砂池をオーバーしてですねこちらに氾濫したから被害が起こったという問題ではなくてですね。沈砂池は十分機能してそれなりの水はちゃんと法に則ってそして計算上の水で流れております。たまたま76%のそこに降った雨はですね直接手籠川に流れているからこれは私共が排水する上の方をみたとき、水位がどこまで上がっているというのはよくこの写真でもわかることとありますので。このようにその他の状況ですね、12ページを見ていただければですね。これはうちの調整池のまだ上流のほうですね。上流のほうでもうここまで水がきておるわけです。うちの調整池はせいぜい1mのヒューム管から流れる以上は水は流れないように調整しておりますので、(排水路のヒューム管で流量調整するのは調整池設置基準違反) それ以上の水はこなかったわけですけど。この調整池の上ではですねここまで水が流れているからいかに大雨が降ったかというのはこの水位が上がった点線がですね、ここまでゴミが引っ掛かったり、水がここを流れている状況を見て充分わかっておりますので、それで判断していただければですね、よくお判りだと思います。ただ国有林についてもですねそこところは充分わかっているから早急に措置はするということで今回もヘリコプターで種を撒いてがけが崩れたところには種子を撒いておられまして、それは2、3日前に終わっております。そういうことで国有林の林野庁のほうについてはですね災害復旧の弁償はできんけどまた災害が起きないような手立てはするということ返答をいただいております。今回私共は水利組合の人達がですね陳情を出しておられることはよく存じあげておりますのでできる範囲内のことはですね充分対応してご要望にできるだけの答えをしたいと思っております。

*(私達の要求は鎌田さんの責任の範囲内で補償をしていただくことです。責任の割合が交渉事項です。出来る範囲はするとの発言は賠償交渉に応じるともとれます)*

委員長 塩井川 幸生 君

これより陳情第2号について株式会社キリシマへの質疑に入ります。質疑はありませんか。

委員 蔵原 勇 君

午前中私どもは現地を見せていただいて初めて聞かしていただいた訳ですけど。昨年の7月3日の126mm。今鎌田社長のほうからおっしゃったようにすごい雨で、特にうちの郡田川とか上流、財部方面がすごく強かったんですけども。先ほど水利組合の皆さん方にもお尋ねをしたんですが、昨



年の7月3日以前の状況は、調整池の状況はどうでしたかと確認しましたら、どうだったかわからんということで。私がちょっと見たのに調整池の前に杉が枯れているのが、結構年数が経っているのが、高木がそのまま流れてきたのが一部50m,100mぐらい上流にあったんですね。調整池の一部はシラスの新しいのは除去された形跡がございました。ですから昨年度のそれでは全てあれなのかなと思ったんですよ。ところが聞いてみますと記憶は定かでないけどいわゆる今回の昨年の22年7月3日の分だけではないような風の説明もされていたようですね。

参考人 鎌田 善政 君

おっしゃるとおりですね。今回あそこに溜まっている土はですね、この前の7月の水害の土だけではないのは、我々はB調整池はですねほとんど砂が流れてこないものですからそのままの状態です。これで大きな水害を受けてもこれで充分受け止められるということでそこは触っていませんでした。A調整池だけはですねその国有林があるものですから、万一の事を考えて排水池の前の方だけはですね土を持ち出している。背後についてはですね、土を全部持ち出したところということで持ち出しておりませんでした。ただ奥の方はずっと広いからですねずっとまだこれよりもたくさん流れてもですね、十分たまる余地はあったと思いますし、一番のどっばなの所だけは土を上げておりましたので。今回うちの水位の上がり具合を見てもですね十分堤防を越えてとかそういうことで。この筒があるわけです。このオーバーしたときはこの筒の中に入ってこの排水に入るわけですけど、この筒に入った形跡も無くてですね。（排水塔で排水されている現地写真が存在する）下のほうからの水排水で充分足りたということで。もちろんシラスと交ざっての濁流ですので砂が全部沈砂して上の真水だけ流れる余裕は無いということで。ですから今回溜まった土はですねこれは前からの土で充分大きな災害が起きてもうちの沈砂池で充分たまると。溜まって危なくなれば出すという形をとっております。そういうことで今回の400ミリの雨でも十分対応ができるだけの沈砂池を作っておるということでもあります。

（排水路の破断が多数あり、本来調整池向かうべき雨水が直接、手籠川へ向かった現実を見ていない、調整池は大量の雨水を調整する機能を持つ施設、沈砂池とは開発途上の仮施設で調整池、下流への土砂流出を防止する施設、土建屋の誤解）

委員 植山 利博 君

先ほどの説明でですね平成7年からゴルフ場の建設に着工された。平成8年6月頃までそのゴルフ場の建設工事を着工されたけれども様々な要因で中断をされたということなんですけども。調整池の建設というのは上部流化能力が例えば開発とか宅地造成とか木を伐採することによって保水能力が低下することに対処するために調整池を建設するわけですけども。その当初計画をされている145haに対する開発をされた面積は何%ぐらいになっているというふうに理解をされているのか。それに必要な当初計画にあった調整池の総体積の何割かで能力は足りるということになるんでしょうけどもその辺の関係はどういうふうに考えているかお示しをいただきたいんですが。

委員長 塩井川 幸生 君

しばらく休憩します。

【休憩 午後 3時04分】

【休憩 午後 3時08分】

委員長 塩井川 幸生 君

休憩前に引続き会議を開きます。ただ今植山委員のほうから開発面積に対しての調整池の容量が十分であったのか。また今回その許容範囲であったのかという質問でよかったですね。そのことについての答弁をお願いします。

参考人 鎌田 善政 君

この書類の4ページを見ていただければと思います。これがA調整池というところですね。このA調整池もですね草が生えておりますので前から溜まっていた土ですね。（以前から堆積していたと言いながら、国有林からの流出土砂とも言っている。大きな矛盾がある。調整池に堆積している土砂に草が生えていることを認めている。調整池とは水をためる施設であることをこのお方は知らないように見えます。）この排水溝のこの部分だけは砂をとってありました。ですから今回上から流れたのはまずここに砂が溜まってきたんですけどこの集水升ですね、この升からオーバーすること

はない。ここから1 mくらい下で水は止まっておりました。ですからこの下のほうからですね水は流れるようになっておりましたので。ここにですねこの奥のほうに夏は水はほとんど流れない水で、奥のほうにずっとまだ大きい沈砂池ができる沢になっていますので、この高さまではですね砂がずっと、我々の設計以上の砂が溜まるようになっていきます。大量の砂がきても大丈夫だろうということでこうしております。うちはこの堤防がですね、今2番目の図をみた時に奥のほうが堤防ですのでその下にコンクリートを塗ってますけど、このコンクリートをオーバーすることもなかったわけでありまして。それでA調整池はですねこれもこのままずっと、ここはですねほとんど土砂が流れる流域が少なかったものですからここは1回も土砂を搬出しなくてもいいくらい、流れ込んできてなかったです。今回流れ込んできた部分はですね、今、流れた分ではなくて前から溜っている分まで今回はこのB調整池は土砂を排除しました。そしてこのB整地が今一番上流のところなんですけど、ここはこの土砂のこれはもう満杯になっているようなんですけど、これは下の排水溝のところ、国有林からのものすごい土砂で下の排水溝が詰まったものですから、上まで水が溜まって、ここから流れ込んだという状況であります。ですからここも水をポンプで抜きまして、そうしましたらまだ相当の土かたくさん溜まるだけの要素がありました。ここも、この土砂も全部今回は排除いたしました、以上そういうことでこの145haといいますが、その4分の1を今造成したという状況であります。その4分の1のうちの半分はすぐ芝を張ったんですけど、あと半分はそのままで草が生えるのを待っていて、(調整池は無人で安全かつ確実に洪水調節が出来る構造でなければなりません。ポンプで排水したなど論外です。)それが3年くらいかかったという状況であります。また、地山はそのままにしていますから、完全にきちんとコンクリートをはって一切土砂が流れないような状況ではありませんけれども、今のところ心配はいらない(この社長さんは洪水が発生したということを全く認識していません、洪水調整機能は無い施設でありながら心配はいらないなどの発言は土建屋の常識を疑います)という状況でおります。ただ今この振興局から指摘を受けているのは、今回市道のところの土砂が崩れていたものですから、その災害復旧を我々頼まれて、応急処置としてその市道の土砂も今度手籠川の横に私ども民有地があったものですから、そこに土砂を入れているんですけど、それは排除しなさいということですので、一応今3月の一番繁忙期でありますので、4月になったらこの土地は上のほうの安全なところに排除しますという申し出をしておるところであります。それは振興局と打ち合わせをして了承していただいているところです。

委員 前川原 正人 君

確認をさせていただきたいんですが、例えば水利組合の方たちの資料の中で、指導文書が平成8年の8月27日、同じく12月13日、それから平成14年度6月5日ということで、そのあとは平成22年ということで、霧島市になってから指導文書は出ているわけですけども、例えば今もう合併をして、1市6町が合併をして霧島市になったわけですけども、ゴルフ場建設に伴う土砂流出防止についてということで、当時の霧島町長が指導文書を2、3回出されているんですね。そのときの対応策というのは、どういうことをされたかですね確認をさせていただきたいんですが。

参考人 鎌田 善政 君

その霧島町の吉村町長の頃ですが、それぞれ最初の頃は、その土砂が相当流れ込んでおりました。その土砂は水と土砂と流れるものですから、どうしてもその下の手籠川に流れ込んでくるものから、沈砂池をもう少し砂を上げなさいとか、そういうことでしたので、その文書については、指導事項については、こちらできちっと対応して、それなりの完了報告書はそれぞれ出して(この報告書を要求します、霧島市にはそんないしませんでした。)あって了解している。今回指導がなかったのは(霧島市が12月8日に指導文書を発行している)、毎年これは見てもらっているんですけど、ほとんど土砂が流れることがなくなって、今のところ安定していたものから、今その状態で、ずっときて指導ということはなかったと思っています。

参考人 白石 修 君

地元の要望に対してということで、手籠川の下流の河川の井堰ですね。それらを要望を受けて、もちろん自分のとこだけの土砂ではないと思うんですけども、一応要望がございまして、田植え時期前、井堰の除去2箇所については対応しております。

委員 前川原 正人 君

もう一つはこちら先ほど資料でいただきました手籠川関係水利組合の要望に対する回答書の中で、それぞれ平成 11 年から平成 23 年 2 月の 3 日までということで、A 調整池の土砂上げとか、井堰内の土砂の撤去とか、作業をやったという日付け、そして土地の対策室のパトロールということで、報告をいただいているわけですが、この調整池の土砂の上げ方も、例えば上げて隣に置いていたら、また雨が降ったら同じことなんですよ。それからこの搬出というのはどの程度までの土砂上げをされているのかお示しいただければと思います。

参考人 鎌田 善政 君

調整池は3か所ございまして、BとDはほとんど溜まらない状態でございます（大量に土砂が堆積していた証拠写真あり）。主にAとC、それはかなり面積が大きいのと国有林を抱えているというのがございます。我々として、調整池と調整池の1部でございますけれども、予備的な沈砂池を作りまして、その2か所で管理しております。その予備的な部分がある程度溜まってきたら、土砂上げの目安にしております。（勝手な維持管理基準である、調整池の土砂撤去基準はLWLより上位に土砂が堆積しないようにすることです）その調整池のその中のはできるだけ入ってこない、上のクラブハウス用地とか、そういうところに影響の無いところにダンプで運んで撤去している状況でございます。

委員 前川原 正人 君

もう一つは、環境保全協定書を見させていただいたんですが、この中での管理責任体制の確立という、事務所を構えて、パトロールをやって、その業者さんの責任を果たしていくということになるかと思うんですが、この同じ環境保全協定書の中で、苦情への対応と被害補償等ということで条文が書かれているんですよ。この8条の部分では、住民等から苦情の申し立てがあったときは、誠意を持ってこれに対応し、解決するものとする。そして、被害補償等の9条の申では、「必要な処置を講ずるということは当然ですけど、被害の原因及びその状況を調査し甲及び関係行政機関に報告を行い、その指導に従わねばならない」という義務規定になっています。「調査の結果これらの原因がゴルフ場に対するものと推定される場合は乙は故意または過失の有無に関わらず誠意をもって被害補償その他の適切な措置を講ずるものとする」ということで、これにしなければならぬじゃなくて、するんだということで、断定的に書いてあるんですよ。これをどこで担保するのかという問題が出てくると思うんですが、例えば協議をやって、調査によってそのことを実証しなければならぬという部分。業者さんは逆にいうとそうではないと。双方言い分か違ってくるわけですけども、こういう協定を組んでいる以上はやはり不履行はできないと思うんですよ。だからこれをどこで担保するのかという問題が出てくるんですが、その辺の基本的な考え方の部分についてどうお考えなのか、お聞きをしておきたいと思います。

参考人 鎌田 善政 君

今回の件についても、私どももずっとおっしゃるように私どもの技術者も県も市の方も見ていただきました。これはもうもちろん私どもの責任において、被害を被った場合は、誠意を持って対応すると。また、それは今でも私どもはそれを申し上げております。その全然聞く耳もなくというわけではなくて、向こうからの要望書が出ているということで、市のほうにも話し相手ですね、やっていきたいという申し入れも市のほうにもしておりますし、ただ今回の分はこれはどう見ても、うちのゴルフ場の上がバサッと流れてきているという状況ではないもんですから、これはもう上の国有林あるいは民有林、国有林が明らかに手籠川に流れてきて、その土砂がそのまま沈砂池を通らずに、直接手籠川に流れてきているというのが、これはもう相当な水量というのは、この水位の高さを見たときがよく分かることでありまして、それは考えているんですけど、ただ、私ども今日までも、例えば井堰に土が溜まっているとか何かといえは全部対応して、今までトラブルになった経過はここ十何年一切ないわけ（地元住民が泣かされていたという認識を持っていない）であって、地元住民とはそういう関係でやってきていると思っておりますし、また今度もですねこういう問題ですとあれば、これは責任を持ってきちっと責任をもって対応して参る所存であります。

委員 植山 利博 君

これは平成 22 年 10 月 6 日付で始良伊佐地域振興局長名で林地開発許可の改善指導についてという通知が出されているようなんです。これによりますと、「現地調査の際に主要防災施設の先行実



施が許可の条件であり、未完了部分の早期完成等をしてきたところであるが、現状においては許可条件が遵守されていない状況にあります。ついては、下記事項について、早急に対応されますよう本通知で改めて指導するものであります」という通知文が出されているんですけども、ここで言うところの未完了部分ということについては、どういう認識、振興局はどういう認識があって、御社のほうではどのような認識をもってらっしゃるのか。このことについて、10月25日までに書面にて提出するというところとどうたわれておりますので、どういうかたちで提出をされて、その後どうなっているのかの経緯を少し説明いただきたいと思います。

参考人 白石 修 君

確かに10月6日こそそれを受けております。そして、私どもとしまして10月29日に報告書として提出しております。まずその調整池の未完成一部でございます。これはいろいろ資金の問題とか今後の問題とか変更等考えておりまして、今はすべて完成させるということは困難な状況にあります。〈私企業の経済状態で防災施設の工事を中断は出来ない、そのための工事完了保証人が設定されている、鹿児島県は防災工事の続行を指導している〉今後のその調整池の状況と対策ということで報告しておりますけど、A調整池におきましては底盤コンクリートだと言われたときにはちょっと未完成でございますけど、これは現状維持ということで維持しますということで報告しております。〈鹿児島県はこの報告を容認しておりません〉ただ、調整池内部の土砂が堆積しているという点につきましては、除去しましたということで報告しております。〈堆積土砂の撤去はごく一部です〉それから、調整等の金網が若干壊れてまして、これは国有林からの丸太が流れ込んできて壊れた部分がございます。〈根拠のない弁解です〉これは取り付けますという、現在は工事は終わっております、それからB調整池でございますけど、報告した時点では擁壁が未完成ということで報告したんですけど、その後、県のほうからも完成させてくださいというような要望と社内で話し合った結果、じゃあやろうかということになりまして、擁壁は完成しております。ただ、ここも底盤コンクリートがございまして、これは現状のままということで特に調整池の機能責任とかいろいろな問題等は発生しないという考え方でそのままにさせてもらいたいということですね。それから調整池内の土砂の堆積については撤去しまして、一応写真等で報告はしております。それからD調整池ですね。ここは底盤コンクリートがございまして、調整池内の土砂が堆積しているということでございましたけど、これも撤去して報告しております。その後、地域振興局のパトロールも受けておりまして、一応理解していただいております。

〈県の森林整備課は防災施設は未完成であり、引き続き指導すると住民に回答している〉

委員 厚地 覺 君

今は調整池内の土砂は全部処分しましたと言われましたけれども、あの今度新しく擁壁を打たれた、あそこは土砂が半分は積まれているんですよ。それを手籠川の上流の道路脇の河川の脇に積まれている、あれなんかどうされるんですか。

参考人 白石 修 君

確かに手籠川の河川脇に、これは私どもの土地なんですけれども、ゴルフ場外になっております。そのときは緊急を要したのもございまして、あと道路がそのときに寸断されてまして、市の要請を受けまして、その土砂をここに入れたという経緯もございました。我々としても調整池内の土砂も取りあえず早く、撤去したいがためにあそこを一応置きました。これも先ほど社長が言ったように、今後撤去する予定ではございます。それと調整池内にも若干まだ残っております。それは段取上あれを全部撤去したら、今度入っていく時に苦勞するものですから、これは自分たちだけの考えで残しているような状況でございます。

参考人 鎌田 善政 君

一応あそこの河川のところに置いたのは、緊急災害で道路を作らないといけないということで、市道に崩れている土が半分以上あそこにも退かすようにあそこへ土地があったもんだから置いたんです。それにうちの沈砂池の土を乗せた格好ですから、それは全部また安全な場所に撤去する考えでおります。〈3月末に一部土砂撤去、これはB調整池からの分のみを撤去し、崩落部分は撤去しないとの発言である。崩落土砂はゴルフ場からのものである〉それと、今のD調整池の入り口のところに、今回土砂は初めて出しましたけど、今までこの十何年殆ど土砂が流れこんでこない状況

で（D調整池は岩盤上に作られており、土砂撤去は全く行われていない、極めて大量な土砂が堆積したまま、ここは岩盤が露出するまで除去の義務があります）作られており、一番最初のときにあれだけたまっていたんですけど、ここについても流域が短いと少しの流域ですので、そんなに流れないんじゃないかというのと、これはまた別問題ですけども、私どもは今養豚場の関係をやっているんですけど、この養豚場の許可になれば、また建物がちょうどこれは今回は全面積の20%だけを建物を建てるというかたちになるものですから、そうすると沈砂池をまた貯留池を作らないといけないということで、またその指導が違ってくるということだったものですから、今の沈砂池は沈砂池でして、また新たにその沈砂池をそれぞれ養豚場のところに作らないとそういうことがあるものですから、実はもう底盤も本当にしないといけないんですけど、これは宮崎の事例なんか入れたら底盤は下のほうに、水はできるだけ浸透したほうが河川に流れるよりも下のほうに浸透したほうがいいということ、宮崎なんかは下の底盤は打たなくていいということですけど、鹿児島は全部底盤を打ちなさいといって、それは一応そういうことを申し上げて底盤を打つのはちょっと待っていただきたいという申し入れでした。（事業者の勝手な判断で調整池の構造を変えることを県は承認していません）

委員 厚地 覺 君

先ほど陳情者側とはまた話をもたれると言われましたけれども、すでに災害を受けてから、原因云々は別として、もう8ヶ月経過しているわけですけども、今までまだ1回もこの点について陳情者側と話し合いをなされたことはないんですか。それとまた近いうちなされる計画はあるわけですか。

参考人 鎌田 善政 君

直接私どもに陳情とか、そういう申し入れはないわけでした、市のほうに申し入れがなされて、私どもも市から呼び出しがきたものですから、市のほうには私どもはいつでもお会いいたします。できたら市のほうでそういう話し合いの場を持っていただきたいという申し入れはしております。私どもに直接会って話をしようとか、こういう被害を受けたという報告は今のところいただいてないです。（協定書には住民が事業者と話をする規定は無い、市長が交渉する規定である）

参考人 秋窪 直哉 君

市のほうに水利組合から災害に対する要望書が出されまして、うちもそのお話を市のほうから聞きましたので、うちの鎌田社長名ですとね市長あてに永水水利組合等の事前協議を関係部署で行っていただけないでしょうかというのと、市の災害がどういう状況であったかということをご教授していただきたいと。それとどうにかたちで災害補償をいわれているのか、ただ補償するといわれてもその内容についてを我々も把握できない状況で、どこがどうあってどうあったということを知りたいというようなことで、ちょっと調整していただけないかということで、社長から市のほうに申し入れがされております。我々はそれに対応して、また検討していきたいと考えております。（参考人は(株)キリンマの社員ではない）

委員 久保 史郎 君

お話がありましたように、やはり当事者同時で話し合いをしていただいて、取りあえず話を聞かれるのが一番手っ取り早く、そしてお互いに理解も深めるということでもいいんじゃないかと思って、取り組んでいただきたいと思うんですけど、その最初のAの22年の7月5日にですね、Aの調整池関係のことでちょっと、この写真を示していらっしゃいますけど、この水利組合の皆さん方は非常にこう見解の違いがあるのは、これを調整池の広さ深さ、これなんかに土砂が堆積していること自体がおかしいんじゃないかというような関連のそういうお話をされるわけですよ。なぜかといいますと、これから雨なんかが降ったときに、土砂流用かあるところで、今鎌田さんのほうでは、ここに土砂が溜まって、溢れた水がこの近くの排水溝から流れるんですよという、そういう意識だと思えますよね。しかし住民にしてみれば、土砂と一緒に雨が流れてくるから、それで土砂はここに堆積していいけれども、その土砂が今現在埋まっている状況ではその溢れ出してくるということにより、懸念をしていらっしゃるわけです。それを7月6日の大雨であったりしたんじゃないかと思うんですけども、今そのA調整池のこの水溜りがありますよね、写真の手前の部分。これ通常であるこれは車が通る部分の道路じゃないですか、ここのところ。溢れてこっちに先ほど説明かおり



ましたように、反対側は深い谷になっていますよね。あそこに土砂が溢れて、水が流れた跡じゃないんですか。その写真のこの線は。ちょっと確認をしますけれども。

参考人 白石 修 君

この調整池の脇に市道が走ってまして、この市道まではまず溜まるということとはございません。これは調整池の中の写真でございます。かなりまだ道路までは4メートル以上ございます。

委員 久保 史郎 君

帰りに車が通ってきましたがね。右側に谷があって。深いところが。

委員長 塩井川 幸生 君

【休憩 午後 3時35分】

【休憩 午後 3時36分】

委員長 塩井川 幸生 君

引き続き会議を閉じます。

委員 久保 史郎 君

排水溝の位置が道路より高いという指摘も今日あったものですから。現地を見る時に。そうしますと、流入した土砂は排水溝に流れなくて、道路部分を流れて、ちょっと勘違いしたんですけれども、そういう部分かおるといことと、それからもう一点、水利組合のみなさん方がお示しになったこのA調整池なんです。先ほど社長のほうからお話がありましたように、指摘を受けました一部擁壁ができていないという問題、それと底辺部のコンクリートを打っていないという問題と合わせまして、この200メートルくらいあるいわれるんですよね深さが、いや長さが。下のほうの堤防面のあれを打ってあるところと。だからここが全部もう土砂が堆積状態で、一部今度は、のかした分を横に積んでありますよね。だからこれなんか違反しているのではないかということと言われるわけですよ。ところが今課長のほうからしたところでは結局土砂が溜まってても、水は上のほうから流れるから問題ない木は確かにそのとおりなんです。しかし、地域住民の声としては、この200メートルあるその地域まで全部この土砂は撤去されているのが当たり前だということ指摘されるんですけどその2点についていかがですか。

参考人 鎌田 善政 君

おっしゃるとおり、ここの流域が設計よりもここはもう元々、水無川のような状態ですので、奥のほうにこの道路の高さ、また相当設計量よりも余裕があるという見解を我々はもっておりまして、ここの周囲だけを若干とっておけば、いくら大きな水害でもこれは十分の能力があるという見解で、今そのここの草が生えているところはとってないということと、それと今ここが擁壁が打ってあるところですよ。それに土が盛ってありますので、この擁壁とこの水の入り口は擁壁の方が高いんですが、計算上、十分余裕があると。設計はこの奥のほうまでは入れていないんですが、このところだけをですね。おっしゃる意味は分かりますね。ここだけをそれならきちっと砂を取っとけばいいんですけど、我々はこの砂を取らないでも、この上のほうにまだ十分な砂が溜まる余裕はあるんだという見解です。この高さで道路の高さは、一応道路の高さのほうが高いですので、道路に水が溢れるということはないという見解ですので、ただ誤解を招くようなあれであれば、できるだけ砂は取っておきたいんですけど、ここもう3年くらい前からあとは砂が流れてきていないという状況で、今回たまたま国有林の砂防がもう砂がいっぱい溜まってたので、ですから今回土砂の分かれ流れ込んできたものですから、こういうことになったんですけど、それでも今回このオーバーした形跡はなくて、まだ1メートルくらい越えるまでは下から流れ込んでくる状況です。

*(A調整池の未施工の言い訳を勝手な解釈で、くどくどと述べている、県は許可条件通りの防災施設の建設を指導している)*

委員 久保 史郎 君

やはりそこら辺をできるだけ早めに国のそういう井堰を待っている現状とか、そこら辺は現地で一緒にぜひ協議の場を持たれる中で、そういう実態を見て、両者ともが揃って見ていただけたらやはり理解も違ってくるんじゃないかと思っておりますので、ぜひそうしていただきたいと思っております。